

### **3 安全管理のためのマニュアルの整備**

#### **3-1 安全管理マニュアル**

安全管理のため、本院において以下のマニュアルを整備する。

- (1) 診療録等記載・取扱マニュアル
- (2) 医療事故防止マニュアル
- (3) 院内感染防止マニュアル
- (4) 褥瘡対策マニュアル
- (5) その他

#### **3-2 安全管理マニュアルの作成と見直し**

- (1) 上記のマニュアルは、関係部署の共通のものとして整備する
- (2) マニュアルは、関係職員に周知し、また必要に応じて見直す
- (3) マニュアルは、作成、改変のつど、医療安全管理委員会に報告する

#### **3-3 安全管理マニュアル作成の基本的な考え方**

- (1) 安全管理マニュアルの作成は、多くの職員がその作成・検討に関わることを通じて、職場全体に日常診療における危険予知、患者の安全に対する認識、事故を未然に防ぐ意識などを高め、広めるという効果が期待される。すべての職員はこの趣旨をよく理解し、安全管理マニュアルの作成に積極的に参加しなくてはならない
- (2) 安全管理マニュアルの作成、その他、医療の安全、患者の安全確保に関する議論においては、すべての職員はその職種、資格、職位の上下に関わらず対等な立場で議論し、相互の意見を尊重しなくてはならない